平成２４年（フ）第３１号
愛媛県松山市富久町438番地11
債務者　𠮷田　敏和
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
愛媛県松山市富久町438番地11
債務者　𠮷田　享子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
福岡県柳川市大和町徳益167番地
債務者　横山　和光
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２号
福岡県田川市大字位登84番地
債務者　立花　幸一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６１号
宮崎市生目台東３丁目19番地１　県営住宅３棟６号
債務者　北郷　慶子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４号
長野県駒ケ根市赤穂14番地934　馬見塚市住31号
債務者　小澤　勇輝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５号
長野県伊那市上の原5346番地５
債務者　西連地津夜子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第６号
長野県駒ケ根市赤穂4317番地７　ダイヤモンドハイツⅢ210号
債務者　伊東美野里（旧姓見並）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１５２号
京都市伏見区京町９丁目44番地
債務者　竹村　　孝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
京都府宇治市五ケ庄北ノ庄14番地の７
債務者　中村佐知子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
奈良市法蓮町307番地の２　クレールさほ102号
債務者　木村　仁美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８号
奈良県桜井市大字粟殿1036番地
債務者　宮木　勝博
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４９号
奈良県桜井市大字粟殿1036番地
債務者　宮木見名子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
奈良市三条桧町11番３－２号
債務者　木元　貴光
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６９号
奈良市菅原町607番地の２　レオパレス菅原Ａ－104号、住民票上の住所奈良市若葉台３丁目８番11号　若葉苑113号
債務者　東落　史郎
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
高知県高岡郡四万十町茂串町13番１号
債務者　森　　寛
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第４号
高知県須崎市原町２丁目２番15号　横山アパート
債務者　中山　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第６号
高知県高岡郡四万十町香月が丘３番１－２号
債務者　久川　隆文（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
高知地方裁判所須崎支部